

入試に関する注意事項

1. 学校保健安全法で出席の停止が定められている感染症に関する注意事項

試験当日、学校保健安全法で出席の停止が定められている感染症に罹患し治癒していない者は、他の受験生や監督者等への感染のおそれがありますので、原則として受験をご遠慮願います。ただし、病状により学校医その他の医師において伝染のおそれがないと認めるときは、この限りではありません。なお、上記により受験をご遠慮いただいた場合でも、入学検定料の返還は行いません。

2. 試験当日の注意事項

1. 受験票は必ず持参し、筆記試験時には机の通路側に置いてください。
試験当日に受験票を紛失または忘れた場合には、各試験場の入試本部で再交付を受けてください。ただし、受験者入室終了時刻までに試験場本部に行く時間が無い場合は、試験室に行き試験監督者に申し出てください。
2. 試験室には試験開始 15 分前までに入室してください。試験開始から 30 分以降の入室は認めません。
3. 付添者の試験室への立ち入りは認めません。
4. 携帯電話等は、電源を切りかばん等にしまい、試験時間中は音が出ないようにしてください。
5. 不測の事態に備えて、なるべく試験場近くの宿泊施設を利用するなど、試験当日、遅刻をしないよう留意してください。
6. 所定の日程による試験実施が困難となるような不測の事態（自然災害等）が発生し、志願者への緊急の連絡が必要となった場合は、本学受験生サイトでお知らせします。
7. 試験当日、試験場周辺において外部の者による勧誘等があることが考えられます。本学とは何ら関係なく、トラブルが生じて本学は一切責任を負いませんので、十分注意してください。
8. 試験場内でのマスクの着用については、原則個人の判断とします。咳等の症状がある場合には、マスクの着用をお願いします。
9. ここに記載していない受験生に対する要請事項については、本学受験生サイトで、随時お知らせいたします。試験会場に向かう前に各自必ず確認してください。

【本学受験生サイト】 <https://www.imu-admission.jp/>



3. 試験時間中の注意事項

1. 所持品の取扱いは次のとおりです。

①試験時間中、机上に置けるものは、次のとおりです。

受験票、鉛筆（黒）、シャープペンシル（黒）、消しゴム、定規、鉛筆削り（電動式・大型のもの・ナイフ類は不可）、時計（辞書、電卓、端末等の機能があるものや、それらの機能の有無が判明しづらいもの・秒針音のするもの・キッチンタイマー・時報等のアラーム機能があるもの・大型のものは不可）、眼鏡、ハンカチ、ティッシュペーパー（袋または箱から中身だけを取り出したもの）

②試験時間中、次のものを使用してはいけません。

コンパス、下敷き、電卓、携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書、ICレコーダー等の電子機器類、耳せん

③携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末等の電子機器類は試験室に入る前に必ず電源を切り、かばん等にしまってください。

④試験時間中の飲食は一切認めません。ガムやのど飴、ペットボトル等の飲食物はかばん等にしまってください。

⑤英文字や地図等がプリントされている服等は着用しないでください。

⑥ひざ掛けや目薬、点鼻薬等の使用を希望する場合は、監督者に申し出て許可を得てから使用してください。

2. 試験に関する全ての用紙は、持ち帰ることはできません。

3. 試験時間は会場にいる試験監督者が管理します。試験会場に時計が設置されている場合がありますが、その時計の時刻は目安となります。各自で所持品として認める時計を机上に準備願います。

4. 試験時間中に監督者が写真票と受験者の顔の確認を行います。マスクや帽子を着用している場合、本人確認のため、一時的に外すように監督者が指示しますので、その指示に従ってください。

5. 試験時間中に監督者が試験室内の巡視を行います。その際、監督者が顔を上げるよう指示することや、マスクや眼鏡、帽子等を一時的に外すよう指示することなどがあります。また、不正行為に見えるような行為は、監督者が注意する場合があります。

4. 不正行為についての注意事項

1. 次のことをすると不正行為となります。不正行為を行った場合は、その場で受験の中止と退室を指示され、それ以後の受験はできなくなります。また、受験した全ての科目の成績を無効とします。なお、不正行為については、状況により警察へ被害届を提出するなどの対応をとる場合があります。

- ①出願書類、解答用紙へ故意に虚偽の記入等（本人以外の写真を提出することや解答用紙に本人以外の氏名・受験番号を記入するなど。）をすること。
- ②カンニング（試験の科目に関するメモやコピーなどを机上等に置いたり見たりすること、教科書、参考書、辞書等の書籍類の内容を見ること、他の受験者の答案等を見ること、他の人から答えを教わることなど。）をすること。
- ③他の受験者に答えを教えたりカンニングの手助けをすること。
- ④配布された問題冊子・解答用紙を試験室から持ち出すこと。
- ⑤「解答はじめ。」の指示の前に、問題冊子を開いたり解答を始めること。
- ⑥試験時間中に、コンパスや電卓等の使用してはいけない補助具を使用すること。
- ⑦試験時間中に、携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書、IC レコーダー等の電子機器類、耳せんを使用すること。
- ⑧「解答やめ。」の指示に従わず、鉛筆や消しゴムを持っていたり解答を続けること。

2. 上記1. 以外にも、次のことをすると不正行為となることがあります。指示等に従わず、不正行為と認定された場合の取り扱いは上記1. と同様です。

- ①試験時間中に、コンパスや電卓等の使用してはいけない補助具、携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書、IC レコーダー等の電子機器類、耳せん、教科書、参考書、辞書等の書籍類をかばん等にしまわず、身に付けていたり手に持っていること。
- ②試験時間中に携帯電話や時計等の音（着信・アラーム・振動音など。）を長時間鳴らすなど、試験の進行に影響を与えること。
- ③試験に関することについて、自身や他の受験者が有利になるような虚偽の申出をすること。
- ④試験場において他の受験者の迷惑となる行為をすること。
- ⑤試験場において監督者等の指示に従わないこと。
- ⑥その他、試験の公平性を損なうおそれのある行為をすること。